

関税暫定措置法の一部を改正する法律案について

平成 26 年 10 月
財 務 省

1. 法律案の目的及び概要

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（平成 26 年 7 月 8 日署名済み。以下「日豪 E P A」という。）を実施するため、所要の規定の新設及び整備を行う。

2. 主な規定事項

（1）豪州産牛肉に係る特別セーフガード措置関係

日豪 E P A において、豪州産牛肉の輸入数量が輸入基準数量を超えた場合に、適用される税率を実行税率に戻す特別セーフガード措置を導入することに伴い、適用手続の整備等を規定。

（2）豪州産麦の関税撤廃関係

日豪 E P A において、麦のうち飼料用のものに限り関税を撤廃することに伴い、飼料用に使用されることを担保するための制度等を規定。

（3）原産品確認手続関係

輸入申告がされた貨物が締約国原産品であることを確認するための手続等を規定。

3. 施行日

日豪 E P A の発効日